

第23回

読谷村農業委員会会議録

第23回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和7年7月25日（金）				
開催時刻	14時00分 開会 16時00分 閉会				
開催場所	読谷村役場 3階大会議室				
農業委員の出欠状況	出席者10名 欠席者0名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	出
2番	知花 竜	出	7番	與久田 一徳	出
3番	伊波 正景	出	8番	山内 一真	出
4番	比嘉 健二	出	9番	真栄田 武	出
5番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者8名 欠席者0名			
氏名		摘要	氏名		摘要
津波 宏		出	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員	局長 屋良 朝敬 係長 寺西 正吾				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第7号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第33号 非農地証明願いについて
日程8	議案第34号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長

これより第23回読谷村農業委員会総会を始めます。

- 日程1 会長諸般の報告 —
- 日程2 会議録署名委員の指名 —
- 日程3 会期の決定について —

(「はい」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

各議案の地区担当の委員から御意見、御報告の後、委員全体からの質疑を受けて採決をこれから行ってまいります。

では日程4の報告第7号 農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第7号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ありがとうございました。これは報告ですので、質問がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では次に、日程5の議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書4ページをお開きください。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議長

ありがとうございました。それでは農地法第3条の規定による許可申請についての審議をこれから行ってまいります。まず受付番号1番について、現地を確認した担当の委員からお願いします。

委員(8番)

山内です。写真は1番です。自分の畑への進入路を確保するために新たに所有権を取得したいということで、基準適合表をクリアす

れば問題ないと思います。

議長

現地を確認した山内委員のほうからは、許可基準適合表をクリアすれば問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑があったらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

ないようですので質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。
次に、受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員(6番)

6番棚原です。写真は久保原と中前原の2か所なので、写真は2ページの中央と3ページの右上のほうになります。申請人は新たに所有権を取得し、野菜の栽培を計画しており、許可基準適合表をクリアすれば問題ないが、3条で所有権移転売買となっていて、譲渡人はまだ農業を全然やっていない、先ほど修正で基準適合表の第1号の1番に三角という修正がありました。その内容を事務局より説明をお願いします。

議長

休憩に入ります。

— 休憩 —

議長

審議を再開したいと思います。
受付番号2番につきましては、保留することに決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 受付番号2番は、今回につきましては、保留としたいと思えます。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思えます。

委員（6番） 6番棚原です。航空写真は3ページの左下です。申請人は新たに賃貸借権を設定し、オクラの栽培を計画しており許可基準適合表をクリアすれば問題ありませんので、許可相当でお願いします。

議長 現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに委員からありましたらお願いしたいと思えます。

（「進行」の声あり）

議長 進行の声ですので、質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号3番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で決定しました。次に、受付番号4番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（4番） 4番比嘉です。資料の4ページを御覧ください。受付番号4番につきましては、申請人は新たに賃貸借権を設定し、バナナの栽培を計画しており、許可基準適合表もクリアしているので許可相当でお願いします。

議長 現地を確認した比嘉健二委員からは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いしたいと思えます。進行していいですか。

（「進行」の声あり）

議長

ではこれより採決を行います。
受付番号4番は、許可相当で決定に異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で決定しました。
次に日程6の議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書23ページをお開きください。
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

ありがとうございました。ではこれより審議に入ります。
受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。棚原委員どうぞ。

委員(6番)

6番棚原です。写真5ページの右側です。申請地は住宅地に隣接しており、貸住宅を計画していることから許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した棚原委員のほうからは、許可基準適合表もクリアし、何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑がありましたらお願いいたします。

(「進行」の声あり)

議長

ないようですので採決を行いたいと思います。
受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお

願いたいと思います。棚原委員どうぞ。

委員（6番） 6番棚原です。写真5ページの左側です。申請地は住宅地に隣接しており、一般住宅を計画していることから許可基準適合表をクリアすれば問題ないが、面積が500平米を超えていて、都市計画等の書類提出もまだなので、今回は不許可相当でお願いします。

議長 現地を確認した棚原委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされていないということで、不許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長 進行の声ですので採決を行います。
受付番号2番につきましては、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に日程7の議案第33号 非農地証明願いについて議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局 議案書24ページをお開きください。
議案第33号 非農地証明願いについて。

議長 では、これより審議に入ります。
受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見から願いたいと思います。

仲村渠推進委員 地図の6ページを御覧ください。この土地は20年以上もこういった状態でありまして、畑をする見込みもないようですし、証明相当でいいと思います。

議長

現地を確認した仲村渠推進委員のほうからは、20年以上も耕作されていないということもあって、証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

(「進行」の声あり)

議長

進行したいと思います。ではこれより採決を行います。
受付番号1番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載につきましては、事務局に一任することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。
次に日程8の議案第34号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書25ページをお開きください。
議案第34号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について。

事務局

令和7年度農用地利用集積等促進計画(案)、28ページをお開きください。

議長

それでは農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について、ただいま事務局のほうから説明がございました。
本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。御意見を

伺う前に議事参与の制限がありますので、比嘉健二委員と比嘉豊彦推進委員の退室を求めます。

(比嘉健二委員、比嘉豊彦推進委員 退席)

議長 では、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。真栄田委員どうぞ。

委員(9番) 写真の17ページ、左側の一番上はキビですか？

委員(6番) 僕がわかるがキビを取ってそのまま捨て置いている。これは重機を入れて伐開しないといけないので、だから賃貸料もゼロ円で管理してもらおうという形じゃないかな。

委員(9番) 10年間ゼロ円？

委員(6番) 逆に管理してもらえればという形で。

議長 ほかに御質疑はないですか。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 では質疑を終結して、これより採決を行います。
ただいま議題となっております議案第34号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第34号は原案どおり決定しました。
比嘉健二委員と比嘉豊彦推進委員の議事参与を許し入室してください。

(比嘉健二委員、比嘉豊彦推進委員 復席)

議長

比嘉健二委員と比嘉豊彦推進委員のほうには、原案どおり決定しましたので、御報告します。

では、これをもちまして日程1から日程8まで、全ての審議が終了しました。議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については、会長に一任されました。

皆さんの御協力の下、第23回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので御礼申し上げます。これで閉会としますが、その後の連絡事項等については、事務局のほうにお願いしたいと思います。